

国家公安委員会

告示第一号

金融庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用

に関する規則の一部を改正する命令（平成二十四年財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）

内閣府、総務省、法務省、  
経済産業省、国土交通省

の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、  
経済産業省、国土交通省

、法務省、

農林水産省、令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、平成二十年

国家公安委員会

告示第一号（犯罪

金融庁

による収益の移転防止に関する法律施行規則第八条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件）の  
一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

国家公安委員会委員長 松原 仁

金融庁長官 畑中龍太郎

前文中「第八条第十一号」を「第十五条第十一号」に改める。

附 則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から適用する。